**令和４年度男女共同参画県民企画事業　応募用紙**

令和４年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団体・グループ等名 |  | 代表者職・ |  |
| 所在地 | 〒 |
| 事務担当者連絡先 | 担当者：TEL：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX：　　　　　　　　　　　　E-mail：住所　　〒 |
| 設立年月日 |  | 会員・メンバー数 |  |
| 主な活動内容・実績 |  |
| 今年度事業計画（今回申請する事業を含めて全体の計画を記入してください） | 今年度事業予算　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）＜収入＞　　　　　　　　　＜支出＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 金額 | 区分 | 金額 |
|  |  |  |  |
| 計 |  | 計 |  |

 |
| ＊会員名簿（多数の場合は役員名簿）と規約（会則）を必ず添付してください。＊総会資料や発行している情報誌等があれば添付してください。 |
| 　応　募　事　業　の　計　画 |
| 事業名 |  |
| 事業の目的・ねらい |  |
| 事業の内容※講座等の内容、調査研究方法、講師等、対象者、参加人数、日程、実施場所等についてできるだけ具体的に記入してください。 | （必ず記入してください）事業完了予定日：令和　　年　　月　　日 |
| アピールポイント※この事業を実施するにあたり、男女共同参画の推進のために、特に工夫していること等について記入してください。 |  |
| 収支予算（見込み） | （１）収入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費　目 | 予算額 | 積算内訳 |
| 助成金（チェリア）自己資金参加料・資料代その他の収入 | 円(A)　　　　　　　　円　　　　　　　　円　　　　　　　　円 | 山形県男女共同参画センター助成金 |
| 合　　計 | 円(B) |  |

※その他の場合は、具体的にその内容を記入してください。（２）支出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 費　目 | 予算額 | 内　訳 |
| 助 成 対 象 経 費 |  |  |  |
| 小　計 | 　　　　　　　円 | 左記の3/4の額：　　　　　　　　　円(A) |
|  | 費　目 | 予算額 | 内　訳 |
| 助 成 対 象 外 経 費 |  |  |  |
| 小　計 | 　　　　　　円 |  |
| 合　　計 | 円(B) |  |

※(A)と(B)の金額が一致するように記入してください。※支出については、助成対象の有無に関わらず、当該事業に要する全ての経費について記入してください。なお、「助成対象経費」については別表を参照ください。※支出費目は別表にある費目名で記入してください。 |

**（別表）**

１．助成対象経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費　目 | 内　容 | 対象外となるもの |
| 諸謝金 | ○講師・アドバイザー等謝金○アーティスト出演料〇保育士謝金 | ●団体構成員のみが参加する学習会のための講師や、団体構成員が講師を務める場合の謝金 ●団体構成員が出演する場合の出演料 |
| 旅費交通費 | ○講師・アドバイザー等交通費、宿泊費○講師・アドバイザーとの打合せ交通費、宿泊費 | ●団体構成員が講師や出演者となる場合の旅費交通費、宿泊費●団体構成員の行事・会合へ参加する旅費交通費、宿泊費 |
| 会議費（飲食費） | ○講師・アドバイザー等食事代、茶代〇講座運営のための必要最小限の茶菓代 | ●参加者の食事代●食材等参加者に帰属する材料費 |
| 通信運搬費 | ○切手代、ハガキ代、運搬料等 | ●団体構成員への案内送付●当該事業以外の電話・FAX・インターネット等の使用料 |
| 印刷製本費 | ○チラシ・報告書等作成費○レジュメ・アンケート用紙及び打合せ資料等コピー代 | ●団体活動で使用するもの、団体構成員への案内●機関紙等の印刷、製本費 |
| 使用賃借料 | ○会場費（冷暖房費を含む）○マイク・機材借上料等 | ●団体活動に関する家賃等●当該事業以外の施設使用料、施設入場料 |
| 消耗品費 | ○封筒代、用紙代○写真代、看板代、会場花代、図書購入費等 | ●団体構成員及び関係者への需用費支払●備品購入費 |
| 雑費 | ○振込手数料、保育保険料、テープ起こし代等 |
| その他 | その他特に必要と認められるもの |

２．助成対象外となる経費の考え方

（１）事業の概ねの効果が、特定の個人または団体に帰属するもの

（２）公益性を欠くもの

（３）団体の維持管理もしくは物品の購入を主たる活動目的とするもの

（４）団体の経常的な活動に関するものや、運営そのものに対する活動

（５）領収書がもらえない使途が不明な経費

（６）団体の管理運営費（賃借料、光熱水費、電話料金等）

（７）団体構成員のみで行う会議や打合せ、研修、練習、交流会等に係る経費